

神戸市総合評価落札方式 (令和8年度改定箇所)

事務局：神戸市建設局技術管理課



1. はじめに

本資料は、神戸市総合評価落札方式における令和8年度改定箇所の概要資料です。

まずは「神戸市工事請負総合評価落札方式実施要領」
および「神戸市総合評価落札方式ガイドライン」をご確認ください。

「神戸市工事請負総合評価落札方式実施要領」

<https://www.city.kobe.lg.jp/a05182/business/seido/kakusyukitei.html>

「神戸市総合評価落札方式ガイドライン」

https://www.city.kobe.lg.jp/a48501/business/todokede/kensetsukyoku/work/sogo_hyouka.html



2. 令和8年度 改定箇所

- ①WTO型 評価項目の追加
- ②「品質・環境への取組」の改正
- ③「神戸市優良工事認定の実績」の改正
- ④「女性技術者育成の取組」の新設
- ⑤「月単位の週休2日達成確約」の廃止
- ⑥「社会貢献の取組」の改正



2. 令和8年度 改定箇所

①WTO型 評価項目の追加

WTO型において、下記の評価項目を追加します。

【変更前】

・技術提案

【変更後】

・技術提案

・JV構成員への市内企業活用の有無



2. 令和8年度 改定箇所

①WTO型 評価項目の追加

「JV構成員への市内企業活用有無」を追加

評価内容

特定建設工事共同企業体として入札する場合、構成員に市内企業が
いれば加点

- ・市内企業あり（1点）
- ・市内企業なし（0点）

※神戸市内に本店を置く企業を市内企業とする

改定理由

公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）の基本理念の一つ
である「地域建設業等の維持」に基づき、中長期的な市内建設業育成・
確保につながる項目を追加する。

2. 令和8年度 改定箇所

①WTO型 評価項目の追加

配点表

評価項目		現状		見直し	
企業の技術力	総合的なコストの縮減に関する項目	5提案×4	20	5提案×4	20
	工事目的物の性能・機能の向上に関する項目				
	社会的要請への対応に関する項目				
企業の実績等	JV構成員への市内企業活用の有無	-	-	1	1
合計		20		21	

2. 令和8年度 改定箇所

②「品質・環境への取組」の改正

評価内容

ISO9001,14001又はKEMSの取得状況に応じて加点

ISO9001は、適用範囲に工事の施工を含むものを対象とする

- ・ISO9001,14001又はKEMS : 1点
- ・ISO9001,14001,KEMSのいずれか : 0.5点

実績を証明する資料

ISO認定取得書 (ISO9001の場合は、適用範囲が確認できること)

KEMS認証取得証明書



2. 令和8年度 改定箇所

③「神戸市優良工事認定の実績」の改正

評価内容

過去5年間に神戸市優良工事認定の実績があれば加点点

【事業者】

3年連続認定	: 2点
認定	: 1点
認定（担い手育成奨励部門）	: 0.5点

【技術者】

3年連続認定	: 3点
認定	: 1.5点
認定（担い手育成奨励部門）	: 1点 ※生涯1回のみ

※担い手育成奨励部門の認定は令和8年度認定から

※担い手育成奨励部門認定は3年連続認定の対象外

2. 令和8年度 改定箇所

④「女性技術者育成の取組」の新設

評価内容

過去2年間に完成した市発注工事（500万円以上）の中で、当該工事に携わった女性技術者を1名以上雇用していれば加点（1点）

※コリンズ（竣工登録）の技術者欄に記載があれば加点

※監理技術者・主任技術者・現場代理人・担当技術者を問わない

実績を証明する書類

コリンズ（竣工登録）



2. 令和8年度 改定箇所

③「神戸市優良工事認定の実績」の改正

④「女性技術者育成の取組」の新設

改定理由

品確法の基本理念である「公共工事の品質確保の担い手を中長期的に育成・確保」に基づき、建設業の担い手である若手・女性技術者に関する評価項目を新設する。



2. 令和8年度 改定箇所

⑤「月単位の週休2日の達成確約」の廃止

評価内容

~~当該工事において、月単位の週休2日達成確約を加点~~

~~(1点)~~

~~※建築・建築設備・プラント工事で発注する総合評価は対象外~~

履行確認

~~工事完成時に監督課が履行確認を行う~~

廃止理由

入札参加者のほとんどが本項目における加点を受けており、月単位の週休2日は普及したと考えられるため。

2. 令和8年度 改定箇所

⑥「社会貢献の取組」の改正

男女共同参画の取組（評価内容）

- ・「ひょうご・こうべ女性活躍推進企業認定（ミモザ企業）」の認定
※フレッシュミモザ企業は除く
- ・「女性活躍推進法または次世代育成支援対策推進法」に基づく
「一般事業主行動計画」を策定
※常時雇用する労働者数が100人以下の企業に限る
※行動計画を一般に公表している場合に限る（「両立支援のひろば」
や自社HP等）
- ・若者雇用促進法の「ユースエール」認定
- ・女性活躍推進法の「えるぼし・プラチナえるぼし」認定
- ・次世代育成支援対策推進法の「くるみん」「プラチナくるみん」認定